

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

## 申出書

(被告が保有する準文書(データ)の任意提出について)

2013(平成25)年3月13日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士冠木克彦復代理人

弁護士 谷 次 郎

頭書事件について、原告らは下記の通り申し出る。

## 記

### 第1 申出の理由

原告らは、原告適格の主張・立証のために、被告の機関である原子力規制庁が行った「放射性物質の拡散シミュレーション」の結果を援用した（甲26、甲34の1、甲34の2）。被告は、本件シミュレーションが15マイルから20マイルを超える範囲では不確かさが拡大するという適用限界があり、その精度に疑問が残る旨を主張しているが（被告第2準備書面・27頁）被告がその主張の根拠としている乙31-3によれば、「MACCS2は、・・・遠距離・・・の拡散のモデル化によく適しているわけではない」としているにとどまっていること、原子力規制庁自身が、97%値については100キロメートルまで計算していること（甲26・33頁のグラフ参照）から考えても、本件で原告らの原告適格を論じる上で十分に参考になる資料である。

しかるに、上記シミュレーションについては、原子力規制庁において作成しながら公開されていないデータが存在している（以下「本件データ」という。詳細は後述）。そして原告らは、本件データが原告らの原告適格を論じる上では重要な資料であると考え、関西広域連合に働きかけるなどして、原子力規制庁に対して再三にわたって本件データの公開を求めてきたが（別紙参照）原子力規制庁は「信頼性が低い」旨の理由で頑なに本件データの公開を拒んでいる。

原告らは、本件データ（民事訴訟法第231条の規定する、いわゆる準文書と解される）について被告に民事訴訟法第220条第4号に基づく文書提出義務があると思料するが、まずは、被告が任意に本件データを提出することを希望する。については、裁判所において、被告に対して本件データの提出を求められたく、申し出る。

## 第2 本件データ（準文書）の詳細

### 1 文書の表示

原子力規制庁が作成し保管する「放射性物質の拡散シミュレーション」の試算結果のうち、大飯発電所における実効線量の「すそ値」のデータ（公表されている方位S以外の15方位に関するもの）。

### 2 文書の趣旨

本件データは、環境省の外局である原子力規制庁が2012年に行った、原子力発電所の事故により放出される放射性物質の量、放出継続時間などを仮定し、周辺地域における放射性物質の拡散の仕方を推定する放射性物質の拡散シミュレーションのうち、公開されていない部分のものである。

原子力規制庁は、大飯発電所に関する拡散シミュレーションにおいて、実効線量の「すそ値」として63.5キロメートルという値を公表している（甲26・32頁）。ここでいう「すそ値」とは、「8760ケースの解析によって得られた方位別、距離別の線量を降順に並び換え、累積出現確率が100%となる線量」を基に「方位別に100%値の距離対線量の関係を導出し、実効線量が100mSvとなる距離」をいうものである（甲26・61頁）。そして、拡散シミュレーションは16方位に分けて試算しているため、「すそ値」はシミュレーションを行った各原子力発電所ごとに16個存在するのであるが、前記した大飯発電所にかかる「63.5キロメートル」という値は方位S（南）についてのものであり、他の15方位については、原子力規制庁はデータを所持しているにもかかわらず、公表していない。

### 3 文書の所持者

被告（原子力規制庁）

#### 4 証明すべき事実

原告らが、原子力規制庁の拡散シミュレーションによってどの程度の放射線被ばくを被ると評価されているかという事実

#### 5 文書提出の義務の原因

民事訴訟法第220条第4号

本件各「すそ値」のうち、少なくとも方位Sについては公表されているものであるから、公表されていない本件データについても、それを秘密とすべき実質的理由はなく、民事訴訟法第220条第4号口には該当しない。また、同号イ、八、二、ホにも該当しない。

原告らは、関西広域連合に働きかけるなどして本件データの公開を求めたのに対し、原子力規制庁は「15方位の100%値のデータを持っているが、信頼性が低いので出さない」旨関西広域連合に対して回答しており、本件データの所持自体は認めている。

従って、被告には民事訴訟法第220条第4号本文に基づく文書提出義務がある。

#### 第3 補足

参考資料として、関西広域連合が原子力規制庁に問い合わせた結果について、関西広域連合広域防災局広域企画課から受け取った回答を記した書面を添付する（別紙）。

以上